

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853
水戸市平須町1-93
tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

「戦争法」廃止、野党共闘を求め 茨城総がかり行動(12/8)に600人参加

太平洋戦争開戦の日に

12月8日(火)、水戸駅北口で9月19日に強行採決された「安保関連法(戦争法)」の廃案を求める茨城総がかり行動が取り組まれ、県内から600人が参加しました。

sauda@ibr(そうだあつといばらき)の花山共同代表はリレートークで母親の立場から「武力によら

ずに解決する勇気を世界に広げていこう」と呼びかけました。

続くデモでは、宮下銀座入口から南町自由広場までの約1キロの沿道を「アベ政治は許さない」「憲法を守れ」「戦争法廃止」「野党共闘」などのシュプレヒコールの声を上げました。

石田純一さんの発言

12月6日に東京で行われた戦争法廃止を求める学生・学者・市民の共同運動では俳優の石田純一さんが次のような発言をしています。「皆さんと勇気と共感を分かち合

うために来ました。戦後70年、世界一平和で安全なこの国を何故変える必要があるのか。この戦後というものを、もう何十年も何百年も続けていきたい。」安全な国を何故変えるのかという当たり前の思いを一人ひとりが持って、広げていく必要があります。

2000万人署名にご協力を

総がかり実行委員会が提起する戦争法の廃止を求める2000万人署名用紙を2016年1月に入ったら各職場に送付しますので、対話と署名集約にとりくみましょう。

東京新聞社説で学ぶ 「ストレスチェック」制度って何

以下は、法施行日の12月1日に発表されたストレスチェック制度についての東京新聞社説の全文です。

ストレスチェックの目的や制度の内容、職場での取り組み、課題などが非常によくまとめられています。是非、最後まで目を通していただきストレスチェック制度についての理解を深めてください。

東京新聞社説(12/1)

仕事により強いストレスが原因でうつ病などを患う人が増えていることを受け、従業員の心の不調の程度を測定するストレスチェックが一日から企業に義務づけられた。職場環境の改善に生かしたい。

職場の人間関係や過重労働などにより、うつ病など気分障害になる人は年百万人ともいわれている。

労働安全衛生法が昨年、改正され導入が決まったストレスチェック制度は働く人の精神的な不調を未然に防ぎ、職場環境の改善につなげるのが狙いだ。

従業員50人以上の全国16万事業所に、年一回は実施することが義務づけられた。

企業は医師や保健師等に依頼し、心身のストレス反応、仕事のストレス要因、周囲のサポートなどに関する問診票で、社員の精神的負担の程度をチェックする。質問は「よく眠れているか」「職場の雰囲気は友好的であるか」「上司と気軽に話ができるか」など。

結果は医師などの実施者が社員に通知する。本人の同意がなければ結果を企業に伝えることは禁止されている。高ストレスを抱えていると判断されれば、医師らは面接指導を勧め、本人が必要と判断



すれば医師が面接する。

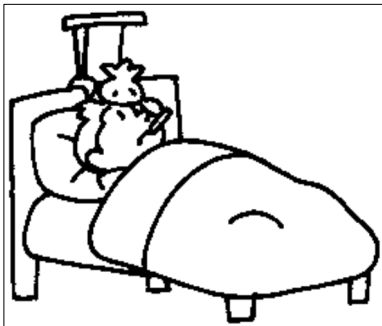
その後、医師の意見を聞き、企業は必要に応じ労働時間の短縮や配置転換など就業上の措置をとるという流れだ。

また、部や課などの集団ごとの社員の状況を分析し、ストレスの発生しやすい職場と判断された場合、改善することも求められる。

うまく活用すれば、組織全体のメンタル不調を未然に防ぐことができる。

これまで実施してきた企業の中には、心の不調による休職者が大幅に減ったという報告もある。休職者が減れば、企業にとっても利益になる。

本人の意に沿わない異動、退職勧奨など「不利益な取り扱い」は禁止されている。しかし、懸念は残る。企業側に結果を悪用させない仕組み



作りが求められる。

厚生労働省によると、2014年度に仕事が原因で精神疾患にかかり労災申請したのは1450人で、認定されたのは497人と、ともに過去最多だった。そのうち過労自殺は未遂も含め97人だった。

制度は運用次第というところもある。働く人がいきいきと、能力を発揮できる職場を作りたい。同時に、欧州諸国などと比べて突出している長時間労働の是正も急務である。

東京新聞の社説は非常に示唆に富んだ的確な文章ですが、茨城県教育委員会の方針もあわせ、ストレスチェック制度のポイントをまとめると以下のようになります。

①1校あたりの教職員が50人未満であっても、茨城県は高校・特別支援学校全てでストレスチェックを実施する。2016年10月実施に向けて現在準備中。

②ストレスチェックの目的は、年百万人に上るうつ病等メンタル不調の未然防止であり、学校現場ではメンタルヘルス不調による休職者を減らすことが最大の課題になっている。

③ストレスチェックは調査用紙の記

入が目的ではなく、高ストレス者と判断された教職員の労働時間の短縮など職場改善を推進することである。

④ストレスチェックの結果は、本人の同意がなければ管理職に伝えることは法的に禁止されている。

⑤個人向けのストレスチェックにあわせて、学年や部などの集団ごとの教職員の状況を分析する。ストレスの発生しやすい職場と判断された場合は職場改善が求められる。

ストレスチェックの実施は管理職にとっては「義務」ですが、教職員にとっては「権利」であることを教職員全体で確認する必要があります。



先日ある支部委員会で、こんな質問がありました。「人間ドックの場合は特に言われなくても、他校などで実施している健康診断の場合、教頭が『何時までに戻ってくるように』と言っているが、あれって決まりがあるの？」。

当然のことながら決まりなどはありません。また、検査項目によって

は気分が悪くなって日常的な活動が思うようにできないという人もいますから、機械的に戻ってくる時間を決めるといっても検査を受ける教職員の実態には合っていません。

また、人間ドックや健康診断は検査だけが目的ではなく、日頃自分の体調や健康に無頓着にならざるを得ない教職員が1年に1回自分の体調や健康に関心を払い、じっくり考える日でもあります。これは自分のためだけではなく、健全な職場環境を維持する上でも必要なことです。

ストレスチェック制度が教職員個人だけでなく、職場全体の問題解決を目的にした制度であることを踏まえば、人間ドックや健康診断が終わったからと言ってすぐに学校に戻って仕事を終わらせるために超過勤務をして体を酷使するというのはあってはならないことです。

当然のことながら、管理職はゆとりを持って教職員が人間ドックや健康診断に取りくめるような職場環境を作っていく必要があります。「何時までに戻ってこい」などの指示はストレスチェック、パワハラ防止の観点からも問題発言です。同様の問題があったら組合まで連絡を。



(1) 全教定通部関東甲越 ブロック交流集会

日時 12月19日(土) ~20日(日)

日程 19日(土) 13:00受付 13:30開始

20日(日) 12:00終了

テーマ 新しい授業料の制度、定通生徒の生活や仕事、給食、生徒会、進路等

場所 土浦生涯学習センター

(2) 第15回全国障害児学級 & 学校学習交流集会 in 神奈川

日時 1月9日(土)~11日(月)

場所 9日 全体会

(横浜関内ホール)

10日 講座・分科会 (横浜市立大学)

11日 教育フォーラム (県民センター)

*詳細は全教のHP参照。

*参加を希望される方は茨高教組書記局まで連絡してください。